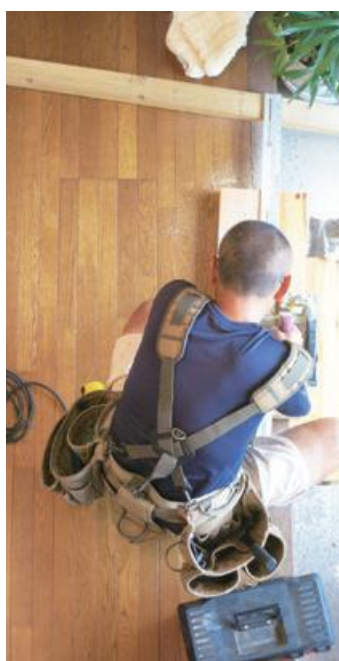


日野市中小企業事業資金

日野市小規模企業事業資金

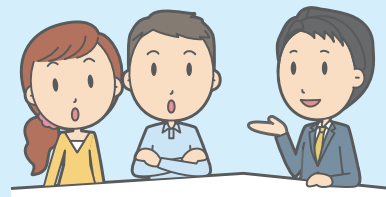
融資あっせん制度のご案内



中小企業の皆さんを応援!! 有利な条件で金融機関へあっせんします。

1 日野市の融資あっせん制度とは？

この制度は日野市内の中小企業の皆さんや、これから事業を始めようとする方が、事業に必要な事業資金について、低利で金融機関から融資を受けやすくするために、取扱金融機関に対して融資のあっせんをする制度です。この制度を利用した方は、市から信用保証料や利子の一部の補助を受けることができます。



※市が直接資金を融資するものではありません。

金融機関で融資が実行された場合に補助を受けることができます。

POINT 1 少ない金利負担

1. 変動金利型

この制度では、長期プライムレート（長プラ＝長期最優遇貸出金利）に連動する変動金利型の利率設定となっています。

基準金利	市の利子補給	利用者負担金利
長プラ -0.3%	1.5%以内 (身体障害者4級以上) 3.0%以内	長プラ -1.8%以内 (身体障害者4級以上) 長プラ -3.3%以内

2. 利率の変動時期

新規貸出は、契約実行時の長プラで計算した利率となります。詳しくは、ご利用になる取扱金融機関でおたずねください。

3. 利子補給

どの資金をご利用になっても、年率1.5%以内の利子補給が受けられます。半期に一度、返済実績に応じ取扱金融機関に利子補給を行います。

個人事業主の方が、4級以上の身体障害者手帳をお持ちの場合、利子補給率は倍の3%となります。（返済途中に対象者となった場合の切替はできません。）

返済が滞ったり、返済内容を変更するといったことが無い限り、ご利用の全期間にわたって利子補給が続きます。

※返済中に制度の利用要件を満たさなくなった、返済が滞った等の場合は利子補給の対象ではなくなります。遡って判明した場合は、お支払いした利子補給金を返還していただく場合もございますのでご注意ください。

POINT 2 保証料の一部を補助

1. 保証料の1/2補助

この制度では、信用保証協会の保証を受けることを条件としています。保証料は、融資金額、融資期間、返済方法をもとに計算されます。

利用者はこの全額をお支払い頂き、後に市から2分の1相当額が補助金として支払われます。

注意 融資資金を繰上償還することにより、信用保証協会から信用保証料の返戻を受けた場合は、当該返戻された信用保証料に2分の1を乗じた額（1円未満の端数が生じたときは切捨て）を日野市に返還していただきます。

2 相談から利子補給・保証料補助までの流れ



<p>1</p> <p>融資あっせん 相談・申込み</p>	<p>融資あっせん制度のご案内を致します。 申込書は産業振興課又は取扱金融機関の窓口にあります。(取扱金融機関でご相談もできます)</p> <p>申込書に必要事項を記入し、納税証明書などの添付書類を準備します。 申込書と添付書類をそろえ、産業振興課窓口へ提出します。<u>添付書類は申込の都度必要です。</u> 受付は産業振興課窓口にて随時行っております。(月～金曜日、ただし、年末年始・祝日を除く)</p>	<p>日野市</p>
<p>2</p> <p>あっせん書類の交付</p>	<p>資格要件の審査を行い、あっせん書類(金融機関宛の依頼書)を交付します。</p>	
<p>3</p> <p>融資申込み</p>	<p>あっせん書類(金融機関宛の依頼書)と必要書類を揃え、金融機関へ提出します。</p>	
<p>4 5</p> <p>信用保証協会または 金融機関の審査</p>	<p>経営内容や、資金の用途等について、信用保証協会又は取扱金融機関で審査を行います。 ※保証人の追加、又は物的担保の提供が必要になることがあります。<u>(保証を受けられない場合もあります)</u></p>	
<p>6</p> <p>保証決定及び 審査結果の報告</p>	<p>金融機関から日野市へ審査結果が報告されます。 報告内容に基づき、市から決定通知の発行を行います。</p>	
<p>7</p> <p>決定通知の交付</p>	<p>報告内容に基づき、市から決定通知の発行を行います。</p>	
<p>8</p> <p>融資実行</p>	<p>・償還方法は、元金均等月賦償還となります。</p>	<p>日野市</p>
<p>9</p> <p>利子補給、 保証料補助</p>	<p>・市から金融機関へ利子補給が行われます。 ・市から申込者へ保証料等の補助が行われます。 ・利子補給、保証料補助は年に2回行われます。 (1月～6月実行分は8月末振込、7月～12月実行分に関しては2月末振込を予定しています。) ・手続きに関しては市から別途通知を送らせて頂きます。</p>	

『信用保証協会』 とは？

中小企業が金融機関から事業資金の融資を受けるとき、その債務を保証することで借入を容易にすることを目的とした公的機関です。本市を担当する事務所は、次のとおりです。

東京信用保証協会八王子支店

八王子市明神町3-20-6八王子ファーストスクエアビル3階 TEL : 042-646-2511

3 融資あっせん制度 概要

●日野市中小企業事業資金融資あっせん制度… 一般

●日野市小規模企業事業資金融資あっせん制度… 小規模

融資の種類	資金の使いみち	融資限度額	返済期間 (据置期間6カ月以内を含む)
運転資金 一般 小規模	事業に必要な原材料若しくは商品の仕入れ又は給与の支払等に必要な資金。	一般 2,500万円 小規模 1,000万円	60カ月以内 (5年以内) お申込金額が、1,000万円超の場合は、84カ月以内 (7年以内)
設備資金 一般 小規模	市内の店舗、工場若しくは倉庫の増改築、機械器具の購入又は従業員の厚生施設建設に必要な資金。	一般 3,000万円 小規模 1,250万円	84カ月以内 (7年以内) お申込金額が、1,500万円超の場合は、120カ月以内 (10年以内)
運転・設備併用資金 一般 小規模	市内の店舗、工場等の増改築、設備の購入などの設備資金の融資を受ける際、商品の仕入れ又は、給料の支払等の自己資金が不足する場合の資金。	一般 3,500万円 小規模 1,250万円	84カ月以内 (7年以内)
緊急資金 一般	為替相場の変動、使用資材の高騰等経済社会情勢の変化により緊急に必要とする資金。	350万円	36カ月以内 (3年以内)
開業資金	市内で新たに東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を開始するもの・または、開業後1年以内のものが事業に必要な運転資金・設備資金	1,000万円	84カ月以内 (7年以内) (据置期間12カ月以内を含む)

(※1,000万円超とは、1,001万円以上)

- **一般** の融資限度額は **小規模** の融資残高を含みます。
- **小規模** 融資限度額は他の保証協会保証付融資の残高を含みます。
- 運転資金、設備資金及び運転・設備併用資金は現在返済中のものがあったとしても次の申込みが出来ます。このときの融資限度額は申込み時点の融資残高と新たに申込み融資の希望金額との合計額で判断します。
- ご利用が運転資金、設備資金及び運転・設備併用資金にまたがるときの融資限度額は各資金の限度額を超えない範囲で、3,500万円 (**小規模** の場合1,250万円) が上限となります。
- 設備資金の融資希望金額は限度額を超えない範囲で、見積書 (必須・写し可) の金額が上限となります。(※見積書有効期限内のもの)
- 車両購入に際し、事業用が明らかに判断できる車両以外は、事業用に利用する旨の誓約書が必要になります。
- NPO法人については **一般** の融資あっせん制度のみのご利用となります。



個人の場合

ご利用いただける方
(所在地・業歴等)

信用保証及び
連帯保証人

申し込みに必要な書類

1. 市内に引き続き1年以上居住し、東京都内に事業所を有し引き続き同一場所で1年以上同一事業を営んでいること。
2. 市税の納税義務者であって、納期の過ぎて市税を完納していること。(非課税の方はご利用になれません。)
3. 18歳以上の方。

信用保証協会の保証が必要です。
(注) 融資金額、返済期間は信用保証協会の調査結果によっては、ご希望の金額、期間とならないことがあるほか、保証人等が必要となる場合や、保証を受けられない場合があります。

1. 申込書
2. 住民票※ (世帯一部、本籍・続柄・マイナンバー、住民票コード省略)
3. 印鑑証明書※
4. 市民税の課税証明書※
5. 市民税の納税証明書※
6. 確定申告書の控 (決算書含む)
7. 見積書 (設備資金) ※有効期限内のもの (車両購入の場合、誓約書が必要となる場合があります。)
8. 身体障害者手帳の写 (対象者のみ)
9. 許・認可書の写
10. その他必要な書類

※印の書類は ●市役所1階 市民窓口課
●豊田駅連絡所
●七生支所 (京王高幡SC2階) で申請可能です。

法人の場合

1. 市内に主たる事業所を有し、1年以上同一場所で同一事業を営んでいること。
2. 市税の納税義務者であって、納期の過ぎて市税を完納していること。
※納税義務のない特定非営利活動法人 (NPO法人) は除く

原則、代表者が個人として連帯保証人となる他に信用保証協会の保証が必要です。ただし、連帯保証人無で申込む場合は、更に金融機関からの書類が必要となります。予めお取引金融機関に、ご相談・ご確認下さい。

(注) 融資金額、返済期間は信用保証協会の調査結果によっては、希望の金額、期間とならないことがあるほか、保証人等が必要となる場合や、保証を受けられない場合があります。

1. 申込書
2. 法人登記簿謄本 …… 東京法務局立川出張所
3. 法人印鑑証明書 …… 東京法務局立川出張所
4. 法人市民税の納税証明書 ……市役所1階 納税課
5. 保証人の住民票 (世帯一部、本籍・続柄・マイナンバー、住民票コード省略) ……保証人の居住地の区市町村役場
6. 保証人の印鑑証明書 ……保証人の居住地の区市町村役場
7. 保証人の区市町村民税の納税証明書 ……保証人の居住地の区市町村役場
8. 見積書 (設備資金) ※有効期限内のもの (車両購入の場合、誓約書が必要となる場合があります。)
9. 直近の決算書・法人事業概況説明書
10. 許・認可書の写
11. その他必要な書類
12. NPO法人は、別途下記の書類が必要になります (特定非営利活動促進法第28条に規定する次の書類)
(1) 事業報告書
(2) 計算書類 (活動計算書及び貸借対照表) 及び財産目録
(3) 年間役員名簿
(4) 社員のうち10人以上の者の氏名及び住所を記載した書面



左記の要件に加え、以下の要件を満たすと…

1. 常時使用する従業員が20人以下 (商業・サービス業にあっては5人以下) ※NPO法人は除く
2. この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が1,250万円以下

小規模 の対象となり、**信用保証協会の100%保証** が受けられます。

100%保証のメリット

信用保証は原則、信用保証協会が80%、金融機関が20%の信用リスクを共有するようになっています。(責任共有制度)
100%保証は全ての信用リスクを信用保証協会が負担するものであり、金融機関には信用リスクの負担がなくなります。
そのため、条件にあてはまる事業者にとっては金融機関からの融資が受けやすくなるというメリットがあります。

➡ 詳しくは6ページ **4** をチェック!

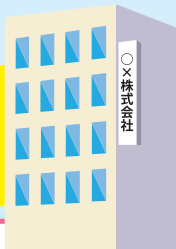
開業資金 一般 新たに事業を開始しようとする法人、個人の方、又は事業開始後1年以内の法人、個人の方が開業資金をご利用頂けます。

資金の使いみち	市内で新たに東京信用保証協会の保証対象業種に属する事業を営むために必要な設備資金、運転資金。
融資限度額	1,000万円
返済期間	84カ月以内（7年以内） （据置期間12カ月以内を含む）



個人の場合

法人の場合



ご利用いただける方 （所在地・業歴等）	1. 市内に引き続き1年以上居住し、納期の過ぎていたる市税を完納していること。 （非課税の方はご利用になれません。） 2. 市内で開業すること。 3. 18歳以上の方。	1. 市内に主たる事業所を有すること。またはその予定があること。 2. 市税の納税義務者であって、納期の過ぎていたる市税を完納していること。
	信用保証及び連帯保証人 信用保証協会の保証が必要です。 （注）融資金額、返済期間は信用保証協会の調査結果によっては、ご希望の金額、期間とならないことがあるほか、保証人等が必要となる場合や、保証を受けられない場合があります。	原則、代表者が個人として連帯保証人となる他に信用保証協会の保証が必要です。ただし、連帯保証人無で申込む場合は、更に金融機関からの書類が必要となります。予めお取引金融機関に、ご相談・ご確認下さい。 （注）融資金額、返済期間は信用保証協会の調査結果によっては、希望の金額、期間とならないことがあるほか、保証人等が必要となる場合や、保証を受けられない場合があります。
	申し込みに必要な書類 1. 申込書 2. 住民票※（世帯一部、本籍・続柄・マイナンバー、住民票コード省略） 3. 印鑑証明書※ 4. 市民税の課税証明書※ 5. 市民税の納税証明書※ 6. 見積書（設備資金）※有効期限内のもの（車両購入の場合、誓約書が必要となる場合があります。） 7. その他必要な書類 ※印の書類は ●市役所1階 市民窓口課 ●豊田駅連絡所 ●七生支所（京王高幡SC2階） で申請可能です。	1. 申込書 2. 法人登記簿謄本 …… 東京法務局立川出張所 3. 法人印鑑証明書 …… 東京法務局立川出張所 4. 法人市民税の納税証明書 ……市役所1階 納税課 5. 保証人の住民票（世帯一部、本籍・続柄・マイナンバー、住民票コード省略） ……保証人の居住地の区市町村役場 6. 保証人の印鑑証明書 ……保証人の居住地の区市町村役場 7. 保証人の区市町村民税の納税証明書 ……保証人の居住地の区市町村役場 8. 見積書（設備資金）※有効期限内のもの（車両購入の場合、誓約書が必要となる場合があります。） 9. その他必要な書類

➡ **詳しくは6ページ 4 をチェック!**

※開業資金については原則として責任共有制度に該当します。ただし、審査の途中で100%保証になる場合があります。詳しくは、東京信用保証協会創業アシストプラザ多摩分室 TEL：042-525-3101にお問い合わせください。

4 申し込みに必要な書類について

必要書類をそろえる前にご確認ください!!

1. 提出書類は発行から3カ月以内のものをご提出下さい。

※納税証明書については申込日現在滞納がないことが確認できるものをご提出ください。

※区市町村民税の課税証明書、納税証明書について詳しくは3を参照。

※見積書は有効期限内のもの

2. 確定申告書及び決算書は直近期のものをご提出下さい。

税務署收受印の押印されているもの、電子申告をしている方は受信通知（メール詳細）の添付されているもの。

3. 区市町村民税の課税証明書及び納税証明書については以下をご確認の上、ご提出下さい。

(1) 「市民税の課税証明書」は最新年度のものをご提出下さい。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
証明書の年度	前年度		現年度									

※年度切り替えの時期には取得可能な年度について窓口でご確認のうえ、最新年度のものをご提出下さい。


(2) 「市民税の納税証明書」及び「保証人の区市町村民税納税証明書」は納期の経過している最新年度のものをご提出下さい。

申請月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
証明書の年度	前年度				現年度								
普通徴収納期限			第1期 6月 末日		第2期 8月 末日		第3期 10月 末日			第4期 1月 末日			

★納期限が土・日曜日・祝日の場合、翌月最初の平日が納期限となります。

①ご自身の納付方法及び納期をご確認のうえ、申請する時期に合わせて適切な年度の納税証明書をご提出下さい。（納税証明書は、未納がないものに限りです。）

②普通徴収の方は1回目の納期（例年6月末日）経過後は現年度分をご提出下さい。

特別徴収（給与天引き）の方で  の期間に申請を行う場合は、1回目の納期（例年原則7月10日）が経過するまでは前年度分をご提出下さい。ただし、特例扱い（年に2回納付）の方は、2期分（前年度含む）が必要になる場合があります。

③証明書発行の直前に納付された場合、市役所で納付の確認ができるまでに2週間程度かかりますので、領収書（口座振替の場合は、引き落とされた額を記帳した通帳）をお持ちのうえ、発行手続きを行って下さい。

④③の手続きを行っても納税証明書に未納がある場合は、申請の際に、別途、納付済みであることが確認できる資料を産業振興課へご提出下さい。

※日野市以外で納税証明書を取得する場合は納期が異なる場合がありますのでご注意ください。

※ご不明な点は産業振興課までお問合わせ下さい。

取扱金融機関

金融機関名称	所在地名	電話番号
みずほ銀行府中支店	府中市府中町1-1-2	042-364-2121
みずほ銀行八王子支店	八王子市横山町15-3	042-623-1111
みずほ銀行日野駅前支店	日野市日野本町3-11-1	042-583-1101
みずほ銀行日野支店	日野市多摩平1-3-1	042-581-2211
みずほ銀行高幡不動支店	多摩市関戸4-72	042-337-0761
三菱UFJ銀行日野豊田支店	日野市多摩平1-2-15	042-587-9111
三菱UFJ銀行多摩支店	多摩市一ノ宮2-11-2	042-374-1411
三菱UFJ銀行日野市役所支店	日野市神明1-13-3	042-584-2311
三井住友銀行高幡不動支店	日野市高幡1000-2	042-591-2121
三井住友銀行日野支店	日野市多摩平1-2-1	042-582-1131
三井住友銀行八王子支店	八王子市旭町8-1	042-644-3131
山梨中央銀行八王子支店	八王子市千人町2-4-8	042-661-3221
山梨中央銀行日野支店	日野市平山3-4-1	042-592-3511
さわやか信用金庫高幡不動支店	日野市高幡17-7	042-592-7111
多摩信用金庫日野支店	日野市日野本町4-3-6	042-581-7311
多摩信用金庫南平支店	日野市南平7-17-72	042-593-2111
多摩信用金庫豊田支店	日野市豊田3-41-7	042-586-6111
多摩信用金庫豊田北口支店	日野市多摩平2-3-2	042-581-2123
多摩信用金庫平山支店	日野市平山5-13-2	042-593-1611
多摩信用金庫高倉支店	八王子市高倉町51-22	042-648-6211
多摩信用金庫高幡不動支店	日野市高幡1008-3	042-591-8911
大東京信用組合日野支店	日野市日野本町2-18-11	042-582-2121

申し込み先・問い合わせ先

日野市 産業スポーツ部 産業振興課 商工係

日野市神明一丁目12番地の1 ☎042-514-8437